

乾坤院本「洗面」と洞雲寺本「洗面」について（二）

石井清純

はじめに

本稿は、本紀要第四八号に掲載したところの拙論「乾坤院本「洗面」と洞雲寺本「洗面」について」に引き続いて、洞雲寺本『正法眼藏』に収録される「洗面」の巻と、乾坤院本『正法眼藏』に収録される「洗面」の巻との間の、本文の大幅な異同について、それを比較検討することにより、禅師の『正法眼藏』本文修訂の方向を探ることを目的としたものである。

前回は、本文前半の、総論とも言うべき部分についての対校を行なつたのであるが、そこにおいて、一応次のような傾向を指摘した。

- ①聞く側（読む側）の理解を考えた内容整理が行なわれている。
- ②初步的・基礎的概念に関する内容が簡素化される。

③洗面・沐浴に対する価値観の高揚。（行為が仏法そのものであることを明示する）

そしてこの三点が、どのような意図の下に行なわれたものかについても、若干の予想を行なつておいた。

まず、①については、これは修訂推敲の結果として当然導かれるものと言えるであろう。次に②についてであるが、これは、第一には、聴取者の力量と関連している可能性が指摘できる。すなわち、この「洗面」の巻に限ってみれば、乾坤院本の本文が成立した建長二年（一二五〇）の時点では、既に三度に亘る示衆が行なわれていたことになる。また、『正法眼藏』のその他の巻についても、この時点で、懷奘の書写までがほぼ終了していたことを考えれば、ここでことさら

に、仏教の基礎的概念を詳細に説く必要性が薄くなつたと禅師が判断されたのではないかとも推測できるのである。

最後に③であるが、これは洗面という行為、すなわち叢林

における修行を、それによつて、他の何か（それはとりもなおさず成道ということになるが）を求めるための道具であるという意識を取り去り、それ自体を権威付けるためだったのではないかと予想したのである。

そして、これらの要素に、「洗面」の巻の清規的性格を加味すれば、その裏側に、その基盤となる永平寺の堂宇が確立し、山内の行持が確定してきていたことが、「洗面」の巻の、第三回目⁽¹⁾の示衆へとつながっていた可能性も充分に考えられるよう。

以上のような推定に基きつつ、今回は、「洗面」の巻後半部について、比較検討を行なつてゆくことにしたい。

本文の比較

前回も述べたように、「洗面」の巻の後半部は、具体的な作法について、諸経典を引用しつつ事細かに説き示すものとなつてゐる。そこで以下では、それぞれの所作進退ごとに本文を区切つて、考察を進めてゆくことにする。

なお、『正法眼藏』の本文については、前回同様、河村孝道・小坂機融編『永平正法眼藏蒐書大成』（大修館書店）を使用し、書名を省略、巻数頁数のみ記した。また、各節に付した番号は、本文全体から見た位置関係を示す意味から、前回よりの通し番号としてある。

⑦ 三沐三薰

△洞雲寺本▽

經云、三沐三薰、身心清淨。

しかあれば、身をきよめ心を

きよむるは、かならず一沐して
は一薰し、かくのごとくあひつ

らなれて、三沐三薰するは、仏

祖の修証なり。沐は、ゆあびる

なり。薰は、香をたきて身体に

薰するなり。しるべし、沐偈な

り、薰句なり。乃至、風雨、水

火、草木、日月、星辰にても潔

浴するなり。審細に參徹すべ

し。

△乾坤院本▽

△言、三沐三薰、身心清淨。

しかあれば、身をきよめ心を
きよむる法は、かならず一沐して
は一薰し、かくのごとくあひつ
つらなれて、三沐三薰して、礼
仏し転經し、經行するなり。經
行をはりてさらに端坐坐禪せん
とするには、かならず洗足する
といふ。足掛け、蝕せるにあ
らざれども、仏祖の法、それか
くのごとし。

それ三沐三薰すといふは、一
沐とは一沐浴なり、通身みな沐
浴す。しかうしてのち、つねの
ごとくして衣裳を着してのち、
小炉に名香をたきて、ふところ
のうち、および製婆、坐処等に
薰するなり。しかうしてのち、
また沐浴してまた薰す。かくの
ごとく三番するなり。これ如法
の儀なり。このとき、六根六塵

b
かくのごとくきよむるとき、
法界の内外ともに清淨なり。細
塵の色空ともに清淨なり。細
あれば、身をきよむるは、心を
きよむるなり。身心をきよむる
は、国土をきよめ、仏道をきよ
むるなり。清淨の界量、（か）
ならず仏道祖道の現成なり。こ

れによりて清浄を超越し、染汚

を脱落せり。面をきよむるは拳
体をきよむるなり、拳体をきよ
むるは諸法をきよむるなり。

あらたにきたらざれども、清浄
の功德ありて現前す。うたがふ
べきにあらず。三毒四倒いまだ
のぞこほらざれども、清浄の功
徳たちまちに現前するは仏法な
り。たれか凡慮をもて測度せ
ん、なにびとか凡眼をもて覗見
せん。

たとへば、沈香をあらひきよ
むるに、片片におりてあらふべ
からず、塵塵に抹してあらふべ
からず。ただ表面をあらひて淨
潔を見るは、仏道の恒規なり、
法にかならず内外あらざるな
り。このゆえに、淨ならしむれ
ば、渾法ともに淨を透脱するな
り。

(卷六、四七一上～四七二上)

沈香をあらひきよむるとき、
片片にをりてあらふべからず、
塵塵に抹してあらふべからず、
ただ拳体をあらひて清浄をうる
なり。仏法にかならず浣洗の法
さだまれり。あるいは身をあら
ひ心をあらひ、足をあらひ面を
あらひ、目をあらひ、くちをあ
らひ、大小二行をあらひ、手を
あらひ、鉢蓋をあらひ、袈裟を
あらひ、頭をあらふ、これらみ
な三世の諸仏諸祖の正法なり。

(卷一、三四四下～三四五上)

この節は、冒頭の引用文に基づいて、沐浴の具体的方法と
しての「三沐三薰」について解説するものである。ただし、

あらたにきたらざれども、清浄

の功德ありて現前す。うたがふ
べきにあらず。三毒四倒いまだ
のぞこほらざれども、清浄の功
徳たちまちに現前するは仏法な
り。たれか凡慮をもて測度せ
ん、なにびとか凡眼をもて覗見
せん。

沈香をあらひきよむるとき、
片片にをりてあらふべからず、
塵塵に抹してあらふべからず、
ただ拳体をあらひて清浄をうる
なり。仏法にかならず浣洗の法
さだまれり。あるいは身をあら
ひ心をあらひ、足をあらひ面を
あらひ、目をあらひ、くちをあ
らひ、大小二行をあらひ、手を
あらひ、鉢蓋をあらひ、袈裟を
あらひ、頭をあらふ、これらみ
な三世の諸仏諸祖の正法なり。

(卷一、三四四下～三四五上)

その引用文の典拠は詳らかではない。⁽²⁾

ここにおいてまず注目されるのが、洞雲寺本の点線部である。これは引用文の「沐」「薰」に対する語釈である。この表現が、乾坤院本に到つて削除されるのであるが、これについては、前回に述べた、④における「四大五蘊」に対する、「四大とは地水火風なり、五蘊とは色受想行識なり」という一節の扱いと、まったく同じ傾向を見出すことができる。これは、冒頭に示した、乾坤院本に到つての初步的概念の削除という、禪師の修訂傾向を示したものと言えよう。

さて次に、部分的な語句の異同から、全体的な説示内容の変化について見てみたい。

まず、洞雲寺本では、傍線部aに見られるように、觀念的な、水以外での沐浴を、参考すべき対象として列挙する。これは、傍線部最初の「沐偈なり、薰句なり」から、前段の末尾の一節を受け、沐浴の事実を、諸法全体へと普遍化する目的を以てなされたものと考えられる。そしてそれは、最終的に、この巻冒頭から繰り返し述べられてきた、「表面的沐浴による、法界全体の内外俱淨」の論理へと結び付けられており(傍線部b)、その点から言えばこの段は、具体的な方法論とは言い難いことになる。

それに対して乾坤院本では、この「三沐三薰」を、洗浄の意義を述べる部分からはつきりと独立させ、日常の行持の中

の、一作法として位置づけつつ、その重要性を説くことがなされているのである。それを示しているのが、下段傍線部cといえよう。ここではすなわち「三沐三薰」が、諸作法の前提としてあることを示していると思われる。第二段落の大変な改定は、その意識によるものであろう。

それはつまり、上下二箇所の傍線部dに象徴的に示されていると思われる。上段、すなわち洞雲寺本は、先にも述べたように、それを、それまでに述べてきたことの延長上に位置づけつつ、全体清浄へと拡大し、それを「仏祖道の現成」とするのに対し、乾坤院本では、「三沐三薰」の「如法の儀」を、事細かに示しつつ、それを行なった結果として清浄があるのではなく、それを正式に行なうこと自体を、清浄の功德として位置づけていると考えられるのである。

これは、末尾の傍線部eに見える、日常的な具体的行為を意識した例示についても言えることであって、その意味で、この一節に関して、乾坤院本は、洞雲寺本に比べて、日常の作法を事細かに記すという、清規的色彩を強めた内容となっていることが指摘できる。

③三宝の供養

△洞雲寺本▽

三宝を供養する法は、もちろん

—— 仏法僧を供養したてまつらん

乾坤院本「洗面」と洞雲寺本「洗面」について(II)(石井)

ろの香をたてまつらむとては、みづからが手をあらひ、香をとりきたりては、まづみづからが両手をあらひ、歎口洗面して、きよきころもを着し、きよき盤に净水をうけて、この香をあら

ひきよめて、しかうしてのちに仏法僧の境界には供養したてまつるなり。

三祇百劫ののち、因円果満して、成正覺せんとするときも、てづからみづから製婆をあらひ、身体をあらふなり。因円果満して最後身の菩薩、ただいま樹下に坐せんとするに、なにのけがれありてかこれこれをのぞかん。しかあれども、身心を洗浴するは諸仏の法なる道理、よくよく功夫参考すべし。

(卷一、三四五上)

ねがはくは摩黎山の栴檀香を、阿那婆達池の八功德水してづからみづから製婆をあらひ、身体をあらふなり。因円果満して最後身の菩薩、ただいま樹下に坐せんとするに、なにのけがれありてかこれこれをのぞかん。しかあれども、身心を洗浴するは諸仏の法なる道理、よくよく功夫参考すべし。

(卷六、四七二上一下)

この段は、前段の沈香の例示から発展して、三宝へ香を供養する際の洗浄法を述べている。

まず前半の、具体的な作法を述べる部分についてであるが、これは、洞雲寺本に比べて、乾坤院本に若干の文章の付加が

存在する。その第一は、傍線部aである。この記述の挿入により、洞雲寺本が、あくまで香の洗浄のみを述べているのに対し、乾坤院本は、その時に行なう所作全体の解説となるのである。この他、乾坤院本では「盤」という、具体的な器物の使用を示している。

また、乾坤院本では、「香を取る」動作の位置の変更と、接続詞の増加が見られる。これは、作法の時間的先後関係を明示するためのものと考えて良かろう。

以上から、この部分の修訂は、作法の内容を、より具体的に明示することを意図したものと考えられる。

また後半部は、さらに本文が大きく相違している。まず、洞雲寺本であるが、これは、「最後身の菩薩」でさえも、袈裟・身体を洗浴したことを述べ、その必要性を再度確認するのである。

それに対して、乾坤院本は、「摩黎山の栴檀香」すなわち最上の香と、最も徳の高い水の例示を以て、その功德の究極の形を例示しているのである。

最後身の菩薩の例示については、前回にも述べたところであるが、乾坤院本にて削除されたのではなく、総論の冒頭部分の③段へと移行されているのである。

この違いは、この巻全体の構成の中で考えるべきである。つまり、洞雲寺本は、この段までが、それまでに

述べてきた「浣洗」「沐浴」の、諸仏の法としての重要性のまとめとして存在しているのに対し、乾坤院本では、それはすでに⑥段をもって終了し、ここでは既に個々の作法の重要性と、その功德を述べる内容へと入って来ることによるものと考えられるのである。

これは、洞雲寺本において、必要以上に度重ねて説かなければならなかつた基礎概念が、乾坤院本では整理され、それに対しても具体的な所作の解説が重視されたことを示しているといえよう。

このような基礎的概念の説示の簡略化は、洞雲寺本の「よく工夫参考すべし」(傍線部b)という表現に象徴的である。また、前段波線部の「審細に参徹すべし」という表現も、これに類するものと言える。これはどちらも乾坤院本では削除されるのであるが、この事実は、会下の僧侶の境涯と密接に関連していると考えられる。すなわち、このような表現は、洞雲寺本説示時期の、伽藍の整っていない、しかも、会下の僧侶も、禅師の仏法を全員が完全には理解していない状態であるという、参考途上における説示という色合いを示していくことになるのではないであろうか。

さらに、これと先の、洗流・沐浴の概念的定義づけから、具体的な作法の詳説への移行とを考え合わせると、乾坤院本の説示時期において、当時行なわれていた作法を、この「洗

面」の巻の示衆を以て確定する意図が存在したのではないかとも推測できるのである。

⑨ 洗面の作法

これより、両写本共に、叢林内における、洗面の具体的な作法の解説となる。今はそれを、五節に区切って比較検討してゆくこととする。

a 序（洗面の由来）

△洞雲寺本

洗面は、西天竺國よりつたはれて、東震旦國に流通せり。數百歳の仏祖おこないひきたれるのみにあらず、億千万劫の前後あひつたはれり。ただ垢膩をのぞくのみにあらず、これ仏祖の命脈なり。

その体例は、いはく、もしおもてをあらはざれば、礼をうるなり。自礼も自受すべし、他

もてをあらはざれば、礼をうけ、他を礼する、ともに罪をうるなり。かるがゆへに、かならず礼もうるなり。自礼も自受すべ

△乾坤院本

洗面は西天竺國よりつたはれて、東震旦國に流布せり。諸部

の律にあきらかなりといふとも、なほ仏祖の伝持これ正嫡なるべし。数百歳の仏仏祖祖おこなひきたれるのみにあらず、億千万劫の前後に流通せり。ただ垢膩をのぞくのみにあらず、仏祖の命脈なり。

その増補で、最も注目されるのが傍線部である。ここにおいて禅師は、その作法が、諸部派の所依の律に、それぞれに記されていることを呈示しながら、その別を越えて、その作法が仏祖の正嫡であることを主張しているのである。

これが何を意味しているのか。ある意味で会下の大衆が、この洗面という作法に関しての知識をまったく持ち合わせていなければ、自説の呈示に、このような前提を付加する必要はないはずである。したがって、この部分の付加は、乾坤院本の示衆された時期に、聴取者が「諸部」の説を理解しうる状態であった可能性を示すものと言えよう。

またここにおいて想起されるのが、十二巻本『正法眼藏』

し、他礼も他受すべし。かくの面すべし。
ごとく、時節とともに間断あらず。もし洗面せざれば、罪をうくるなり。

（卷六、四七二下～四七三上）

（卷一、三四五上）

まず、この部分は、洗面の作法がインドに始まるものであり、釈尊正伝であることを示して導入とする一節である。

これを二段に分けてみると、それが乾坤院本への修訂に当たって、前半部の主題の部分が増補され、後半部の表現が簡潔になるという、前⑧段とほぼ同じ傾向を示していることが分かる。

「供養諸仏」の巻の「仏法は有部すぐれたり。そのなかに僧祇律もとも根本なり」(巻八、八四四上)という一節である。

「供養諸仏」の巻は、この經典よりの長文の引用によって、仮塔供養の正当性を主張するのである。

『摩訶僧祇律』は、正確には大衆部の經典であり、この部分の記述には、さらなる検討が必要と思われるが、それは別の機会に譲ることしたい。ただ、この両者に共通するのは、禅師が、種々の作法について、その細部にわたる記述に若干の変容を認めつつ、あくまでそれが、宗派・部派の別に関わらない、釈尊正伝であることを強調していることである。

後半部の修訂は、表現の整理と考えて問題ないであろう。

b 洗面の時節

△洞雲寺本▽

洗面の時節は、あるいは五

更、あるいは昧旦をその時節とす。

△乾坤院本▽

洗面の時節、あるいは五更、

あるいは昧旦その時節なり。

先師の天童に任せしときとは三更の三點をその時節とせり。

編杉あるいは直裰を着しながら、手巾をたづさへて洗面架に

おもむく。手巾は一幅のぬのなり、ながさ一丈二尺にすべし。

そのいろ、しろかるべからず、

しろきは制す。

(卷六、四七三上)

きは制す。

(卷一、三四五上・下)

この一節は、早朝の洗面の行なわれる時間を記したものであるが、具体的な作法については、ほとんど変化は見受けられない。ただし、乾坤院本は、禅師在宋中の、天童山における実例が挿入されている。

しかしこれによつて、大衆には、洗面をする標準的な時刻である「五更」⁽³⁾と、「三更三點」との一例が示されたことになるのである。

これは、ある意味では逆に作法進退に混乱を招く可能性を有するものであるが、例えば、金沢市大乗寺蔵「五山十刹図」によれば、阿育王山における大衆の洗面は、二更の三點となつており、所と時期により若干の変容の認められるものだつたと考えられる。これは同時に夜明けの時間とも密接に関係してくるものであろうから、禅師はこの一節の挿入により、「昧旦」の洗面について、時刻に融通性の存在することを示したものと考えられる。

c 手巾の用法

△洞雲寺本▽

三千威儀経云、当用手巾有五

事。一者當拭上下頭。二者當用

一頭拭手、以一頭拭面。三者不

一頭拭手、以一頭拭面。三者不

不得拭鼻。四者以用拭膩汚、当即浣之。五者不得拭身体。若澡浴、各当自有巾。

得持拭鼻。四者以用拭膩汚、当即浣之。五者不得拭身体。若澡浴、各当自有巾。

まさに手巾を持せんに、かくのとく護持すべし。手巾をふたつにりて、左のひちにあたりて、そのうへにかく。

いはゆる手巾の半分にはおもてをのごひ、半分には手をのごぶべし。はなたりをのごぶことなかれ、はなのうちをのごぶことなかれ、わき、せなか、はら、へそ、もも、はぎをのごぶことなかれ。

手巾は、半分はおもてをのごひ、半分にては手をのごぶ。はなをのごぶべからずとは、はなをのうち、および鼻涕をのごはず。わき、せなか、はら、へそ、もも、はぎを手巾してのごふべからず。

手巾はつねにあらふべし。しめれらんをば、つねにほしてかわかすべし。
手巾をふたつにりて、左のひちにあたりて、そのうへにかく。わなにてあるかたを、ほかにたれ、うちにいだく、両説あり。

(卷一、三四五下)

d 洗面架の位置

(卷六、四七三上～下)

△洞雲寺本△

雲堂の洗面所は後架裏なり。

△乾坤院本△

雲堂の洗面所は後架なり。後

この節は、『大比丘三千威儀經』(大正二四・九二一c)からの引用によって、手巾を用いるに際しての、注意事項を述べたものである。

ここにおける本文の最大の異同は、洞雲寺本末尾の手巾の携え方に関する記述が、乾坤院本では引用文の直後に置き換えられたことである。(傍線部)

これは引用文の内容とは直接の関連性のないものである。

それゆえ洞雲寺本では、一通りの解説の終わった時点で、末尾にこれを付け加えたものと考えられるが、具体的な作法の手順を考えれば、それは使用法の前に置くのが順当であり、乾坤院本では、それを考えて入れ替えられたものであろう。

また、それに際し、洞雲寺本の「両説」という両論並記の形が整理されている。これは作法の混雑を避けてのものであろう。

手巾はつねにあらふべし。しめれらんをば、つねにほしてかわかすべし。

手巾をもて沐浴のときもちるべからず。

内容的な付加として、乾坤院本末尾波線部の禁止事項が挙げられるが、これは、引用文中の「不得拭身体」についての、今ひとつ解釈例を付け加えたものと思われる。あるいは、手巾を過って入浴の時に用いるものが多かつたのであるうか。

(卷一、三四五下)

庵裏单寮は、便宜のところにかまふべし。

架は照堂の西なり。その屋図つたはれり。庵内および单寮は、便宜のところにかまふ。

住持人は、方丈裏にて洗面す。耆年老宿、その居処にしたがひて、便宜のところを洗面架とせり。住持人もし雲堂に宿せば、後架にて洗面すべし。

(卷六、四七三下～四七四上)

この一節は、洗面架の設置場所についての解説である。

大衆・单寮・住持・耆宿の、それぞれについての解説は、一箇所を除いてほぼ変わりない。その唯一の修訂が、乾坤院本の、傍線部に見られる、後架の位置の具体的な説明である。

このような記述は、実際に作法を行なうに当たっての、伽藍配置をかなり意識したものと考えられる。

ただしここで問題となるのは、「その屋図つたはれり」という表現であって、ここに述べる、照堂を含めた伽藍が、現実にすべて整っていたとすれば、「その『図』が伝わつてゐる」という表現は用いないのではないかと思われるのである。ここで、伝承を以てそれを示すことは、実際にはそうではない可能性を示していると思われ、その点で、乾坤院本のこの表現は、これより後の、禅師の永平寺の伽藍構想を示しごとし。

住持人は、方丈にて洗面す。

耆年老宿、居処に、便宜に洗面架をおけり。住持人もし雲堂に宿するときは、後架にして洗面すべし。

(卷一、三四五下)

洗面所にいたりて、手巾のわななるところをうなじにかく。ふたつのはたつのはしを、左右のかたより、まへにひきこして、左右のてにて、おのの手巾の左右のはしをうはしをとりて、左右のわきより、手巾の左右のはしを、うしろへおしやるがごとくして、うしろにて、おののひきちがへて、左のはしをとりて、うしろへいだして、うしろにておののひきちがへて、左のはしは右へきたり、右のはしは左にきたして、むねのまへにあたりて、左のはしは右ゑきたし、右のはしは左にき(た)して、むねのまへにあたりて、むすぶなり。

かくのごとくすれば、褊衫のくびは手巾におほはれ、両袖は手巾にゆひあげられて、ひぢよりかみにあがりぬるなり。ひぢよりしもはあらはなり。たとへよりしも、うで、たなどころ、あらはなり。たとえば、たすきかけたらんがごとし。

たものと捉えるべきなのではなかろうか。⁽⁵⁾

e 洗面架における作法

△洞雲寺本▽

△乾坤院本▽

洗面架にいたりて、手巾の中分をうなじにかく。ふたつのはしを左右のかたよりまへにひきこして、左右の手にて、左右のわきより手巾の左右のはしをうしろへいだして、うしろにておののひきちがへて、左のはしは右へきたり、右のはしは左にきたして、むねのまへにあたりて、むすぶなり。

り。

かくのごとくすれば、褊衫の

くびは手巾におほはれ、両袖は手巾にゆひあげられて、ひぢよりかみにあがりぬるなり。ひぢよりしも、うで、たなどころ、あらはなり。たとえば、たすきかけたらんがごとし。

そののち、もし後架ならば、面桶をとりて、かまのほとりにゆきて、一桶の湯をとりて架のうへにおく。もし余所ならんは、打湯を面桶にいるるなり。

(卷六、四七四上～下)

そののち、もし後架ならば、面桶をとりてかまのほとりにいたりて、一桶の湯をとりて、かへりて洗面架のうへにおく。

もし余處にては、打湯桶の湯を面桶にいる。

(卷一、三四五下～三四六上)

この段は、洗面架における、具体的な洗面の仕方を解説するものであつて、これを以て、洗面に対する解説は一応終了する。そこで、ここで、今までに見て来た、具体的作法の解説における禅師の修訂傾向をまとめる形で見てゆくことにしたい。

その第一は、表現の整理である。これは本文の第一段落における手巾の結び方に関しての説示に現われている(傍線部a)。すなわちこれは、同じ表現の繰り返しによって、文章全体が冗長となることを避けたものと解釈できよう。

これは、このような細部の解説だけではなく、全体的な、

例えば、⑦段の「内外俱淨」の定義等についても言えることである。すなわちそれは、洞雲寺本では③より⑧に到るまで、再三に亘って説き続けられていたものが、乾坤院本では、②に呈示した邪見への反論という形で、③から⑤にまとめられていた。

次には、時間的経過に伴なう、作法の先後関係の明示である。これは例えば、本段の傍線部bに見られるような、細かな表現の付加であるとか、また⑧及び⑨—a等のように、時間の経過を示す接続詞の追加、あるいは⑨—cのような内容の入れ替え等によつて行なわれている。

これらは皆、作法の「流れ」を意識したものと思われる。同時に、それを具体的に示すことの可能な状況、すなわち第三回目の示衆の時点での、永平寺叢林の内部状況と、深く関連したものと考えて良いと思われるるのである。

以下、これらに注意を払いつつ、次に進むことにしたい。

⑩ 噛楊枝の法

以下は、洗面に次いで、楊枝の使用法の解説となるが、前段にて示した傾向を踏まえつつ、内容を六節に区切つて検討を試みてゆくこととする。

a 執楊枝・使楊枝の偈

△洞雲寺本△

湯をえてのちに楊枝をかむべ

し。

△乾坤院本△

つぎに楊枝をつかふべし。今

大宋国諸山には、嚼楊枝の法、ひさしく名すたれてつたはれざれば、嚼楊枝のところなしといへども、今吉祥山永平寺、嚼楊枝

華嚴經淨行品云、手執楊枝、
當願衆生、心得正法、自然清
淨。晨嚼楊枝、當願衆生、得調
伏牙、嚙諸煩惱。

のところあり。すなはち今案な
り。これによれば、まづ嚼楊枝
すべし。楊枝を右手にとりて、
咒願すべし。

華嚴經淨行品云、手執楊枝、
當願衆生、心得正法、自然清
淨。

この文を誦しをはりて、さら
に楊枝をかまんとするに、すな
はち誦すべし。

晨嚼楊枝、當願衆生、得調伏
牙、嚙諸煩惱。

しるべし、手執楊枝は教菩薩
法なり。晨嚼楊枝は教菩薩法な
り。

(卷六、四七四下)

(卷一、三四六上)

「吉祥山永平寺」(二重線部)の名を挙げてゐることである。
この部分は当然、永平寺入山以前の示衆である洞雲寺本には、現われるはずのない表現であるが、これは、第三回目の示衆が、実際に具体的作法の行なわれてゐる段階で為されたものであることを示してゐると考えられる。これと同様の表現は、後の f 節にも存在するので、詳細については、そこにおいて再度言及することにしたい。

しかし逆に言えば、ここでその作法が、中国では久しく廢れて行なわれていないものであることを明示したために、何らかの方法で、その正当性を主張する必要性が増加したことになるであろう。乾坤院本では、後の e 節において、洞雲寺本には存在しない、『賢愚因縁経』からの長文の引用を以て、嚼楊枝を「嚼楊枝、これ諸仏菩薩ならびに仏弟子のかならず所持なり」と規定するのであるが、それは、このことに由来するのではないであろうか。

この節は、楊枝を使用する際に、『華嚴經』「淨行品」の偈（大正九・四三一 a・b）を唱えるべきことを述べているのであるが、乾坤院本に到つて、大幅な本文の増加と構成の改訂が認められるのである。

それに類する表現は、洞雲寺本では、末尾における嚼楊枝の作法を「菩薩法」(傍線部 a)とする部分に見られるが、これは、乾坤院本では削除されている。

さて次に『華嚴經』の偈文の扱いについてであるが、これについて、まず冒頭の部分から見てゆくことにする。
ここにおいて最も注目されるのは、禅師が、中国日本を通して、唯一嚼楊枝の法を行なつてゐる叢林として、具体的に

は二偈を一括して示してゐた洞雲寺本に比べ、乾坤院本では、傍線部 b のように、それを、それぞれにどのような動作の時に唱えるものかを明示し、作法の順序に二分して示して

いるのである。これは、前段において指摘しておいた、作法の手順を意識しての修訂といえよう。

b 楊枝の長さ

△洞雲寺本▽

楊枝のながさ、あるいは八指、あるいは十指、あるいは十六指なり。

摩訶僧祇律第三十四云、歯木応量用、極長十六指、極短四指。

しかあれば、四指よりみじかくすべからず、十六指よりもな

がくすべからず。ふとさは小指のおほきさなり。しかいへど

も、それよりちひさきもさまたげなし。そのかたちは小指形な

り。一端はふとく、一端はほそ

がきは量に応ぜず。ふとさは手

小指大なり。しかありといへど

も、それよりもほそき、さまたげなし。そのかたち、手小指形

なり。一端はふとく、一端ほそ

かたを微細にかむなり。

(卷六、四七四下～四七五上)

この一節は、『摩訶僧祇律』からの引用によって、使用する楊枝の形状を示す部分である。

この部分、ほとんど内容的に変化は見られない。ただ乾坤

△乾坤院本▽

楊枝のながさ、あるいは八指、あるいは十指、あるいは十六指なり。

摩訶僧祇律第三十四云、歯木応量用、極長十六指、(極)短四指。

しるべし、四指よりもみじかくすべからず、十六指よりもな

がくすべからず。ふとさは手

小指大なり。しかありといへど

も、それよりもほそき、さまたげなし。そのかたち、手小指形

なり。一端はふとく、一端ほそ

がきは量に応ぜず。ふとさは手

小指大なり。しかありといへど

も、それよりもほそき、さまたげなし。そのかたち、手小指形

なり。一端はふとく、一端ほそ

かたを微細にかむなり。

(卷一、三四六上)

たをこそべし。

(卷六、四七五上～下)

院本では、洞雲寺本の「古云」以下の引用が削除されている。⁽⁶⁾この引用については出典不詳であり、はつきりとした削除理由は擱み難いが、具体的な形状を示した後ゆえの、修辞句の削除と考えられるのではなかろうか。

この他、細部では、波線部のように、洞雲寺本の「ちひさき」が、乾坤院本では「ほそき」となる。これは、それを楊枝のふとさでなく長さの許容範囲と誤解されることを避けるためであろう。長さは、引用文にあるとおり、既に決定しているのである。

c 楊枝の嚼み方・磨き方

△洞雲寺本▽

三千威儀經云、嚼頭不得過三分。

分。

三千威儀經云、嚼頭不得過三分。

分。

よくかみて、はのうへ、はの

うら、みがくがごとくときあら

がくがごとくすべし。たびた

ぶべし。たびたびときみがき、

あらひすすぐべし。はのもとの

しきのうへ、よくみがきあらふ

べし。はのあひだ、よくかきそ

ろえ、きよくあらふべし。嗽口

たびたびすれば、すすぎよめ

らる。しかうしてのち、したをこそぐべし。

△乾坤院本▽

三千威儀經云、嚼頭不得過三分。

分。

よくかみて、はのうへ、はの

うら、みがくがごとくときあら

がくがごとくすべし。たびた

ぶべし。たびたびときみがき、

あらひすすぐべし。はのもとの

しきのうへ、よくみがきあらふ

べし。はのあひだ、よくかきそ

ろえ、きよくあらふべし。嗽口

たびたびすれば、すすぎよめ

らる。しかうしてのち、したをこそぐべし。

この節は、『三千威儀經』(大正二四・九一五)の引用を以て、まず楊枝を噛む量を示し、後に口内の磨き方を述べるものである。

内容的異同としては、まず洞雲寺本冒頭の「かむこと三分」および、末尾の「三度したをこそぐべし」の一箇所が、乾坤院本では削除される。前者は引用文の中に既に示されているものであり、後者についても、次節の刮舌の法において詳述されているものであって、それぞれに重複を避ける意味で、ここでは削除されたものであろう。

また、乾坤院本では、傍線部の歫口の記述が増補されている。これは、楊枝を使用した後に、当然予想される動作であつて、洞雲寺本における記述漏れを補つたものと考えられる。

d 刮舌の法

△洞雲寺本△

三千威儀經云、刮舌有五事。

一者不得過三返、二者舌上血出

當止、三者不得大振手汚僧伽梨

衣若足、四者棄楊枝莫當人道、

五者當屏處。

いはゆる刮舌みたびといふ

△乾坤院本△

三千威儀經云、刮舌有五事。

一者不得過三返、二者舌上血出

當止、三者不得大振手汚僧伽梨

衣若足、四者棄楊枝莫當人道、

五者當屏處。

いはゆる刮舌三返といふは、

は、水をくくみて、舌をこそげて、きよむること三度するなり。三刮するにはあらず。血aのいでんまですべしといふこともあり。血いではやみねといふ、三刮にあらずとするべし。

bよくよく刮舌すべしといふことは、

三千威儀經云、淨口者、嚼楊

枝、漱口、刮舌。

△卷六、四七五下～四七六上△

これも『三千威儀經』(大正二四・九一五)よりの引用である。内容は刮舌を行なうときの注意事項であるが、両者共に、それが三度こそぐことであつて、刮舌自体を三回行なうことではないことを示し、その点に関しては差異は見受けられない。

ただ、やはりここにおいても、若干の語順の移動と、例えば洞雲寺本の「血の出るまでする」と「血が出たら止める」(傍線部 a)という表現を、同一内容として、片方を削除するなどの整理が行なわれている。

また、乾坤院本の、傍線部 b の付加は、末尾の引用が、刮舌の必要性を例示したもので、作法の中での説誦するものではないこと明確にする意図を以てなされたものであろう。

水を口にくくみて、舌をこそげこそげすること三返するなり。三刮にはあらず。血いではやまざにやむべしといふにこころうべし。

bよくよく刮舌すべしといふことは、

三千威儀經云、淨口者、嚼楊

枝、瀨(漱)口、刮舌。

△卷一、三四六下△

e 嘬楊枝の功德

△洞雲寺本△

又三千威儀經云、若不嚼楊

枝、若食、若服藥、若飲、得三
突吉羅罪。

しかあれば、諸仏祖ならびに
仏祖兒孫、その眼目のごとくま
ぱりきたれり、鳥の両翼のごと
く常隨きたれり。仏祖を慕古せ
むとき、^a楊枝のみを護持すべき
なり。これすなはち仏祖種子な
り、仏果上に直道なるべし。西
天よりつたはれ、如來より正伝
せり。護持すべし、失墜せざ
れ。見楊枝は見仏祖なるべし。
逢人なり、逢自なり。三十二相
八十種好の仏儀を見る、透脱の
見仏なり。しかあれども、ほと
けの身心を見究尽するにあら
ず。楊枝を見る、透脱の見仏な
り。しかあれども、楊枝の内外
を見究尽するにあらず。見究尽
せざるは一等なりといふとも、

△乾坤院本△

見仏は透脱の見仏なり、よろこ
ぶべし。

(卷六、四七六上～下)

しかあれば、楊枝は仏祖なら
びに仏祖兒孫の護持しきたれる
ところなり。

仏在王舍城竹園之中、与(一)
千二百五十比丘俱、臘月一日、
波斯匿王、是日設食。清晨躬手
授仏楊枝。仏受嚼竟、擲残着
地、便生。薺鬱而起、根莖涌
出、高五百由旬。枝葉雲布、周
延亦爾。漸復生花、大如車輪。

遂復有果、大(如)五斗瓶。根莖
枝葉、純是七宝。若干種色、映
殊麗妙。隨色發光、掩蔽日月。
食其果、果者美喻甘露。(甘露)
香氣四塞、聞者情悅。香風來
吹、更相擰角、枝葉皆出和雅之
音、暢演法要。聞者無厭。一切

人民、觀茲樹麥、敬信之心、倍
益純厚。仏乃說法、應適其意、
心皆開解。志求仏者、得果生
天、數甚衆多。

b 仏および衆僧を供養する法
は、かららず晨旦に楊枝をたて
まつるなり。そののち種種の供
養をまうく。ほとけに楊枝をた
てまつれることおほく、ほとけ
楊枝をもちるさせたまふことお
ほけれども、しばらくこの波斯
匿王みづからてづから供養しま
します因縁、ならびにこの高樹
の因縁、しるべきゆへに舉する
なり。

またこの日、すなはち外道六
師、ともにほとけに降伏せられ
たてまつりて、おどろきおそり
てにげはしる。つるに六師とも
に投河而死。六師徒類九億人、
皆來師仏求為弟子。仏言善來比
丘、鬚髮自落、法衣在身、皆成
沙門。仏為說法示其法要、漏尽
結解、悉得羅漢。

しかあればすなはち、如來す

でに楊枝をもちるましますゆへ
に、人天これを供養したてまつ
るなり。あきらかにしりぬ、囁
楊枝、これ諸仏菩薩ならびに仏
弟子のかならず所持なりといふ
ことを。もしもちるざらんは、
その法失墜せり。かなしまざら
んや。

(卷一、三四六下～三四七上)

この一節は、引用文を含めて、両本の内容が大幅に相違し
ている。唯一、冒頭の一部のみに同内容が見られる程度なのである。

これが何故行なわれたのかについては、既に a 節において、その付加部分との関連で、ひとつ可能性を指摘しておいた。それはつまり、傍線部 d に示されるものであって、中國で廃れた囁楊枝の法について、それが釈尊においても行じられていた、如法の行持であることを証明するためのものとの推測だったのである。これは、洞雲寺本においては、波線部にわずかに見える程度であって、確かに大幅な増補と言える。

しかしこれを、それだけの理由で捉えきることもできない。このほかに禅師は、自らこの因縁を示した理由を述べら

れるのである。それは傍線部 b・c である。すなわち禅師は、それを、「仏および衆僧に供養する法」として、在家の帰依者である波斯匿王が、自ら仏に供養したこと、そしてそれが無上の功德を生じたことを重視し、それを「しるべきゆへに」ここに挙げたというのである。

このような供養の授受について、寛元四年(一一四六)に撰述された、『知事清規』に次のような記述が見られる。

然則典座者、以道供養道之職、以心供養心之時也。所以毎時供衆。故禪苑清規云、為成道故、方受此食。所以報典座也。所謂、施者受者一等成道、故受此食也。

(大久保道舟編『道元禪師全集』下・三四一頁)

これは、施主の供養に対する典座の心構えを述べたものであるが、ここにおいて禅師は、施主の供養は僧が受領した時点ではじめて成就し、そこに出家者と同等の功德がもたらされることを示していると考えられるのである。このようないくつかの規矩における施主・檀越に関する記述は、この『知事清規』以降、その頻度を増し、内容的にもかなり詳細となる傾向が見られる。筆者は、これが永平寺入山以降、僧團運営の経済的基盤として、その位置づけを固定された在家外護者に対する、禅師の配慮だったのではないかと推測しているのであるが、乾坤院本における、この因縁の挿入を、これと一連のものとして捉えることはできないであろうか。

すなわち、この因縁の挿入は、その他の一連の規矩に見られると同様に、叢林運営の中での、供養の正当性についても述べることを目的としたものとも考えられるのである。

また、この『賢愚因縁經』卷二（大正四・三六二-b）よりの付加部分について、出典の面から考へるに、このような經典類よりの長文の引用は、『永平廣錄』の上堂において、建長年間に入つて急激にその頻度を増すことが指摘でき、この「洗面」の卷の第三回目の示衆と、時期的に符合するのである。また、特に本縁部からの引用は、頻度の点で、十二巻本『正法眼藏』が突出している。また、先にも⑨—aのような記述が存在しており、經典引用の姿勢で言えば、この三者には類似した傾向のあることが指摘できるのである。

十二巻本眼藏の撰述年代は未確定ながらも禪師晩年の可能性が高く、その点で、これらが、建長年間ににおける禪師の經典引用の姿勢の、微妙な変化を示している可能性も指摘できるのではなかろうか。

さて、乾坤院本の記述については以上のような推測が成り立つのであるが、次に洞雲寺本の記述の削除理由について考えてみたい。

この部分は、まず『三千威儀經』（大正二四・九一四a）を引用し、仏祖が「眼目のごとく」「鳥の両翼のごとく」守り従つて来たものとして、「楊枝のみ」を護持すべきことを

述べるのであるが（傍線部a）、これは、内容的に次の段の

「十八物、ひとつも虧闕すべからず」という記述と明かに矛盾する。とすれば、この兩段のうちのどちらかは当然削除されなければならないことになろう。また、鳥の翼の喻えも、次段の引用文中に含まれており、繰り返しとなるのである。

以上から、どちらを選択すべきかといえば、叢林行持の全体的な視野に立てば、後者を取るべきことは明白であって、この結果、比丘の十八物の第一としての楊枝の重要性を説く、次段が残されたのであろう。

また、傍線部に見える、見楊枝を見仏と捉える表現についても、乾坤院本では次の段（傍線部）に吸収合併される形となっている。

f 比丘の十八物

△洞雲寺本△

梵網菩薩戒經云、若仏子、常

応二時頭陀、冬夏坐禪、結夏安

居、常用楊枝、澡豆、三衣、瓶、

鉢、坐具、錫杖、香炉、漉水囊、

手巾、刀子、火燧、鑷子、繩子

床、経、律、仏像、菩薩形像。

而菩薩行頭陀時、及遊方時、行

來百里千里、此十八種物、常隨

△乾坤院本△

梵網菩薩戒經云、若仏子、常

応二時頭陀、冬夏坐禪、結夏安

居、常用楊枝、澡豆、三衣、

瓶、鉢、坐具、錫杖、香炉、漉

水囊、手巾、刀子、火燧、鑷子、

繩床、経、律、仏像、菩薩形像。

而菩薩行頭陀時、及遊方時、行

來百里千里、此十八種物、常隨

其身。頭陀者、従正月十五日至三月十五日、(従)八月十五日至十月十五日。是二時中、此十八種物、常隨身如鳥二翼。

この十八種物、ひとつも虧闊すべからず。もし虧闊すれば、

鳥の一翼なからんがごとし。たとひ一翼のこれりとも、飛行することあたはじ。するべし、菩薩の行道もまたかくのごとし。この十八種を二翼とせり。

楊(枝)すでに第一に居せり。

もとも具足すべきなり。この楊枝の輕重をあきらめむ菩薩、すなはち仏法の輕重をもあきらめし。いまだあきらめざらんは、仏法もいまだかつてあきらめざるなり。

この十八種のうち、楊枝すでに第一に居せり、最初に具足すべきなり。この楊枝の用不をあきらめんともがら、すなはち仏法をあきらむる菩提薩埵なるべし。いまだかつてあきらめざらんは、仏法也未夢見在ならん。しかあればすなはち、見楊枝は見仏祖なり。

或有人問意旨如何、幸値永平

老漢嚼楊枝。

其身。頭陀者、従正月十五日至三月十五日、(従)八月十五日至十月十五日。是二時中、此十八種物、常隨身如鳥二翼。

この十八種物、ひとつ(も)虧闊すべからず。もし虧闊すれば、

鳥の一翼おちたらんがごとし。一翼のこれりとも、飛行することあたはじ、鳥道の機縁にあらざらん。菩薩もまたかくのごとし。この十八種の羽翼そなはらざれば、行菩薩道あたはず。

十八種のうち、楊枝すでに第

一に居せり、最初に具足すべきなり。この楊枝の用不をあきらめんともがら、すなはち仏法をあきらむる菩提薩埵なるべし。いまだかつてあきらめざらんは、仏法もいまだかつてあきらめざるなり。

楊(枝)すでに第一に居せり。

もとも具足すべきなり。この楊枝の輕重をあきらめむ菩薩、すなはち仏法の輕重をもあきらめし。いまだあきらめざらんは、仏法也未夢見在ならん。しかあればすなはち、見楊枝は見仏祖なり。

或有人問意旨如何、幸値永平老漢嚼楊枝。

この梵網菩薩戒は、過去現在未來の諸仏菩薩の受持しきたるところなるがゆへに、楊枝の出現、また過現當に受持しきたり。

(卷六、四七六下～四七七下)

(卷一、三四七上～下)

この節は、『梵網經』(大正二四・一〇〇八a)の、比丘が常時携帶すべき十八の備品に関する記述を引き、その第一番目に楊枝がおかれていることから、それを受持することの重要性を述べ、嚼楊枝の法の結びとしたものである。

この部分における、両本間の差異は、乾坤院本の、傍線部の付加である。これは、洞雲寺本では前段末尾に示された文章を、整理して挿入したものと考えられる。

そこにおいて禪師は、「見仏祖」の意味に関する質問を想定して、それに「見仏祖とは、幸いに、(君が今ここで)永平老漢の嚼楊枝(の作法)に倣つたことである」と対えているのである。

このような具体的な永平寺の名称の呈示は、a節にも存在したが、ここにおける表現は「永平寺」および、そこで如法の修行を続ける自己自身に対しての、絶大なる自負心に裏付けられなければ行ないえないものといえる。

この梵網菩薩戒は、過去現在未來の諸仏菩薩、かならず過現當に受持しきたれり。しかあれば、楊枝また過現當に受持しきたり。

(卷一、三四七上～下)

は、『永平広録』の上堂中にも散見されるものなのであるが、それが、大仏寺の建立がなって以降に集中している事実を考えあわせると、その説示が、その行持を現実に行ないうる状態になつたことと、密接に関連していることは明らかである。

そのことからひるがえつて考えれば、乾坤院本のこの記述も、洗面・嚼楊枝が、禅師の理想に近い状態で行なわれていたことを示すものと言えるのではないであろうか。

具体的な作法に関しては、洞雲寺本から乾坤院本に到つて、その時間的流れを意識した、修訂および注釈の付加が行なわれる傾向にあることが指摘できたのであるが、この一節を見るにつけ、それが結局のところ、禅師周辺の僧侶・伽藍等の動きと、かなり密接に関連しあつているものではないかと思われる所以である。

なお、これ以降の本文の比較検討および全体的傾向のまとめは、次回に行なうこととしたい。

(1) 註

このような、『正法眼蔵』の修訂作業の傾向について論じたものに、水野弥穂子氏「伝衣から袈裟功德へ」(『宗学研究』第三号、平成元年)がある。そこにおいて水野氏は、十五巻本『正法眼蔵』「伝衣」の巻から、十二巻本「袈裟功德」の巻への、禅師の本文改訂の作業に、一、年代の推移・二、立場の変化・三、帰依者の推移、の三つの要素の存在を指摘されている。「洗面」の巻の修訂も、この点指摘にかなり近

い結論を得られるのではないかと考えられる。しかし、前者は、修訂にあたつて巻名が変更されたのに對し、後者は、それが行なわれず、同一巻名のままに修訂されたという相違点が存在し、安易にこれを同一視点上に捉えることにも注意が必要であろう。

(2)

ただし、「三沐三薰」の用例は、外典等に数多く見出だすことができるものであり、この表現は、仏教以外でも、一般的にかなり浸透していたものと考えられる。

(3)

洗面の時節を「五更」とする清規は、管見によれば、『入衆日用清規』が最初である。ただし、それも「古云」とした引用文としての呈示であり、實際にはそれ以前に遡れる可能性もある。しかし、それ以後の清規は、そのほとんどが、この「日用清規」をそのまま取り入れているのである。鏡島博士著『道元禅師と引用經典・語錄の研究』第五章「引用出典一覽表」によれば、道元禅師も『弁道法』において洗面の時節を『日用清規』からの引用を以て示していおり、基準時間を「五更」としていたことに問題はないと思われる。

(4)

『禅学大辭典』図表三〇頁下段参照

(5)

「五山十刹圖」に収録される、天童山景德寺の伽藍配置図(『禅学大辭典』図表一一二頁)を見ると、後架は照堂の西に位置している。これはあくまでひとつの場合性にしか過ぎない

が、前節に見たように、禅師が、⑨-b のように在宋中の天童山における行持の在り方を多分に意識されていたとすれば、その伽藍配置図が、禅師の手元に存在していたとも考えられるのではないか。そしてそれを正式な伽藍配置として捉えていた可能性もある。

『涉典錄』は、この記述に対し、『三藏法數』卷四八の、如來の指形についての記述を挙げているが、それは形状の説明であつて、この部分の出典とはなりえないものである。

(7) これについて筆者は、第三六回宗学大会（平成二年一月二二日開催）にて、「道元禅師の在家者に対する説示について」と題して口頭発表を行なった。なお、在外護者の位置づけについては、拙論「道元禅師の僧団に対する意識について—説示の背景として—」（『駒沢大学仏教学部論集』第二〇号、平成元年）を参照されたい。

(8) 今ここにその上堂番号と、初伝を主張する内容とを列記する。（巻・頁数は、大久保道舟編『道元禅師全集』）

- ①卷二・第一二八晩間上堂、「晚參」（下・三一）
- ②卷二・第一三八謝典座上堂、「典座之法」（下・三五）
- ③卷四・第三一九上堂、「僧堂」（下・七七）
- ④卷五・第三五八上堂、「上堂」（下・八六）
- ⑤卷五・第四〇六臘八上堂、「成道会」（下・一〇一）

（この論文は、平成二年度駒沢大学特別研究助成（共同研究）の研究課題「『正法眼藏』の注釈に関する基礎的研究」の、研究成果報告の一部である）